

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

★は政策領域目標を示す。

【成果目標】

項目	計画策定時	最新値	参考値(注1)	成果目標(期限)
配偶者からの被害を相談した者の割合(男女別)	男性:16.6% 女性:50.3% (平成26年)	男性:26.9% 女性:57.6% (平成29年)	—	男性:30% 女性:70% (平成32年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(男女別)	男性:30.4% 女性:34.3% (平成26年)	男性:69.2% 女性:73.7% (平成29年)	—	男女とも70% (平成32年)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 (平成27年11月)	114か所 (平成31年4月)	138か所	150か所 (平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数★	25か所 (平成27年11月)	47か所 (47都道府県) (平成30年10月)	38都道府県	各都道府県に最低1か所 (平成32年)

(注1) 計画策定時から成果目標の期限に向けて直線的に進捗すると仮定して計算した場合の「最新値」の時点における値。

(参考指標)

項目		計画策定時	最新値	
			男女別数値	男女合計
配偶者暴力防止法の認知度(男女別)		男性 80.1% 女性 82.0% (平成26年)	男性 88.9% 女性 87.3% (平成29年)	88.0% (平成29年)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合		66.5%(平手で打つ) 58.2%(なぐるふりをして、おどす) (平成26年)	「平手で打つ」 男性 73.0% 女性 71.9% 「なぐるふりして、おどす」 男性 59.1% 女性 61.8% (平成29年)	「平手で打つ」 72.4% 「なぐるふりして、おどす」 60.5% (平成29年)
交際相手からの暴力(デートDV)の認知度(男女別)		男性:63.0% 女性:57.6% (平成26年)	男性:63.0% 女性:57.6% (平成26年)	60.4% (平成26年)
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数		102,963件 (平成26年度)	男性:2,028件 女性:104,082件 (平成29年度)	106,110件 (平成29年度)
警察における配偶者からの暴力事案等相談等件数*		59,072件 (平成26年)	男性:15,964件 女性:61,518件 (平成30年)	77,482件 (平成30年)
地方公共団体から民間シェルターへの財政支援額		177,647,627円 (平成26年度)	—	198,961千円 (平成30年度)
配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数		786市町村 (平成27年9月)	—	1,093市町村 (平成30年10月)
配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数		4,366件 (平成25年度)	—	3,000件 (平成29年度)
配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数		3,125件 (平成26年)	—	2,293件 (平成29年)
犯罪件数	強制的性交等の認知件数	1,250件 (平成26年)	男性 56件 女性 1,251件 (平成30年)	1,307件 (平成30年)
	強制わいせつの認知件数	7,400件 (平成26年)	男性 188件 女性 5,152件 (平成30年)	5,340件 (平成30年)
	性的虐待事件の検挙件数	150件 (平成26年)	—	226件 (平成30年)
	児童ポルノ事犯の検挙件数	1,828件 (平成26年)	—	3,097件 (平成30年)
	売春防止法違反検挙件数	817件 (平成26年)	—	427件 (平成30年)
	人身取引事犯の検挙件数	32件 (平成26年)	—	36件 (平成30年)
性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数		7,505人 (平成27年)	—	9,174人 (平成31年)
児童相談所における性的虐待相談対応件数		1,520件 (平成26年度)	—	1,537件 (平成29年度)
婦人相談員の設置数		1,295人 (平成26年度)	—	1,500人 (平成30年度)
都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数		11,289件 (平成26年度)	—	7,639件 (平成30年度)

* 計画策定後、所要の修正を行ったもの

令和2年度
概算要求額 **7.6億円** (前年**2.8億円**)

概算要求額 7.6億円(前年2.8億円)



1 性犯罪・性暴力への対策の推進 (性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等)

第4次男女共同参画 基本計画

(平成27年12月閣議決定)

- ワンストップ支援センターの設置促進
- 診断・治療等に関する支援の充実
- 専門家の養成、関係者等の連携

【成果目標】

- ワンストップ支援センターの設置数
H27.11時点25か所
⇒ H32までに、各都道府県に最低1か所

女性活躍加速のための 重点方針2019

(令和元年6月策定)

- ◆ 性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用したワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上

- ◆ ワンストップ支援センターにおける支援の実態や課題の把握、体制強化に向けた調査研究

- ◆ 児童の性虐待対応との連携強化

今後の取組

- **H30.10全都道府県設置達成**
- 性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用したワンストップ支援センターの機能拡充 (R2年度予算概算要求額 3.0億円)
 - ① **24時間対応化**
 - ② **人材の育成・確保** (処遇改善・コーディネーター等)
 - ③ **拠点となる病院の整備**
- ワンストップ支援センターで対応している被害の実態や支援状況の把握のためのアンケート・ヒアリング等
- ワンストップ支援センターの **共通ダイヤル化**や **コールセンター導入のための調査** (R2年度)
- **SNSやメールを活用した相談**
- ワンストップ支援センターを対象とした、**性虐待や連携事業に係る研修**
- **児童相談所との連携の好事例の収集・全国展開**

性犯罪・性暴力被害者支援交付金

令和2年度概算要求額 302百万円
(令和元年度予算額 210百万円)

目的

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上のため、都道府県による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

- ◆ 交付先 : 都道府県
- ◆ 対象経費 : 都道府県が負担した以下①～②に関する経費
①相談センターの運営費等【2億9,191万円】

(人件費【**【拡】24時間対応への取組加算、処遇改善、コーディネーター等の配置**】等、

研修経費(拠点となる病院の整備への取組加算)、支援者に対する受傷対策、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、

【拡】SNS等を活用した相談、男性相談等、先進的な取組への支援拡充)

- ②被害者の医療費等【959万円】

(初診料、緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、人工妊娠中絶費用、証拠採取費用、カウンセリング費用)

- ◆ 交付率 : 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3)

- ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム



都道府県

- ① 被害者相談支援運営・機能強化事業
(相談センターの運営費等)
- ② 医療費等公費負担事業
(被害者の医療費、カウンセリング費用)

※ 性犯罪・性暴力被害者支援交付金に係る事業の地方負担に
対しては、普通交付税措置が講じられている。

相談センター 運営団体

- ・犯被センター 24
- ・NPO法人 7
- ・県直営(婦相等) 9
- ・病院 3
- ・連携体制 2
- ・その他民間団体等 4

委託費等

ワンストップ支援センターとは

性犯罪・性暴力被害者に、被害直後から総合的な支援(産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等)を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とするもの。

【核となる機能】

- 1 支援のコーディネート・相談
- 2 産婦人科医療(救急医療・継続的な医療・証拠採取等)

2 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等

第4次男女共同参画

基本計画

(平成27年12月閣議決定)

- 配偶者暴力相談支援センターの設置促進、相談体制の充実、被害者の支援等

【成果目標】

○H32までに、

- ・ 配偶者からの被害を相談した者の割合
男性：30%、女性：70%
- ・ 相談窓口の周知度
男女とも70%
- ・ 市町村における配暴センターの数 150か所
(H27.11時点；88か所)

女性活躍加速のための

重点方針2019

(令和元年6月策定)

- ◆ 児童虐待対策との連携協力の強化
- ◆ 民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進
- ◆ 加害者更生プログラムのあり方等の検討
- ◆ 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進(地方公共団体に対する働きかけ) ⇒ **H31.4**現在：**114**か所
- ◆ 改正配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の在り方の検討
- ◆ 的確な実態把握の推進(基盤づくり)

今後の取組

- DV基本的な方針の改定
- 配偶者暴力相談支援センター、**民間シェルター、児童相談所等を対象とした研修の充実**
- 「女性に対する暴力をなくす運動」と児童虐待防止推進月間の連携(11月)
- **民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組についてパイロット事業の実施**
- 民間シェルターのネットワーク強化
- 地方公共団体と連携した**加害者更生プログラムの実施基準**等の作成
- 配偶者暴力相談支援センターの設置促進(市町村に未設置の都道府県における実態把握等)
- 改正配偶者暴力防止法(R元.6)の**附則検討条項を踏まえた検討**
- 「男女間における暴力に関する調査」の実施(R2年度)

民間シエルター等に対する支援に係るパイロット事業概念図
(婦人保護事業等との概念整理)

未定稿

婦人保護事業（売春防止法）【厚生労働省】

保護対象：要保護女子（売春）、DV被害女性、ストーカー被害女性、性暴力被害女性、人身取引被害女性、家庭破綻、生活困窮などの問題により保護が必要な女性

DV

配偶者暴力相談支援センター（DV防止法）

- ・全国に287か所（婦人相談所49、福祉事務所・保健所113、女性センター50等）
- ・相談件数：106,110件うち来所相談件数：32,385件（H29年度）
- ・被害者に対する相談
- ・相談機関の紹介
- ・カウンセリング
- ・緊急時の安全確保
- ・一時保護(婦相)
- ・シエルター利用等の情報提供 等

婦人相談所（49か所）

- ・各都道府県に設置
- ・来所相談件数：11,910人（H29年度）
- ・DV等に係る相談・支援、一時保護 等

一時保護所（47か所）

- ・婦人相談所に併設
- ・一時保護者数：7,965人（H29年度）
- ・DV被害等女性、同伴児童の短期間の一時保護（2週間程度）

婦人相談員

女性センター

- ・都道府県等が自主的に設置
- ・女性のための総合施設
- ・女性問題の解決、地位向上、女性の社会参画を目的
- ・女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究等

福祉事務所（社会福祉法）

- ・都道府県・市は設置義務
- ・社会福祉全般の窓口
- ・生活保護、母子生活支援施設入所、ひとり親家庭支援 等

母子生活支援施設（児童福祉法）

- ・母子家庭の保護と自立の促進のための生活支援（子育て支援、心理的ケア等）

警察

性犯罪・性暴力

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

- ・各都道府県（47か所）：公益社団法人、民間団体等
- ・相談件数：26,748件（H29年度）
- ・支援のコーディネート・相談、産婦人科医療（救急・継続的な医療、証拠採取等）
- ・性犯罪・性暴力被害者支援交付金：2.1億（R元年度・内閣府）

急性期

公的部門

民間部門

婦人保護施設（47か所）

- ・39都道府県に設置（公設30、民設17）
- ・入所者数：850人（ほか同伴家族377人）（H28年度）
- ・DV被害女性等の保護、自立支援
- ・支援期間(は中長期(1か月以上)

一時保護委託

- ・委託契約施設数：321、うち民間シエルター74(H30.4.1)
- ・委託人数：2,723人、うち民間シエルター645人（H29年度）

パイロット事業
(実証的調査研究)

※国による他の補助金・交付金の対象外のものに限る

DV対策中心
母子一体型

アウトリーチ
支援型

若年被害女性等支援モデル事業（H30年度～）
・性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭ったおそれのある主に10代から20代の女性
・都道府県、市が実施主体。社会福祉法人、NPO法人等に委託可（厚生労働省）

相談・同行支援

DV被害者等自立生活援助事業：35か所
(H26～R元年度：モデル事業、R2年度～)
・DV、ストーカー、性犯罪・性暴力等被害女性を支援
・都道府県、市が実施主体。社会福祉法人、NPO法人等に委託可（厚生労働省）

被害者

公的機関の一時保護につながらないケース

- 「若年女性」(67.3%)「同伴児のいる女性」(44.9%)「障害者」(40.8%)「高齢者」(24.5%)等の属性において、「**本人の同意が得られない**」など（主な理由）
- ・「仕事や学校を休みたくない」(95.9%)
- ・「携帯・スマホが使えない」(89.8%)
- ・「外出が自由にできない」(83.7%)
- ・「同伴児が転校・休校しなくてはいけない」(75.5%)
- ・「集団生活に不安がある」(53.1%) など（H29年度厚生労働省調査より）

民間シエルター等（107か所）

- NPO法人49、社会福祉法人22、その他の法人10、法人格なし26

- ・DVを始めとする多様な困難に直面することにより、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性
- ・公的機関にはない柔軟性
- ・重要な社会資源である一方で、公的支援がなく、存続が困難な状況
- ・特別交付税措置（1/2）：自治体による財政援助額2億円（H30年度）

居場所

主な課題

- 財政面・人的基盤の不足
- 行政との連携不足
- 地域間格差

居場所確保
専門職活用

- ①心理専門職等によるメンタル面のケア、②母子一体型支援、③児童虐待対策との連携、④一時保護後の切れ目ない総合的支援、⑤メール・SNSなどを活用した相談

DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業

令和2年度概算要求額 316百万円

【通し番号35】

目的

○多様な困難に直面するDV(配偶者からの暴力)被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

概要

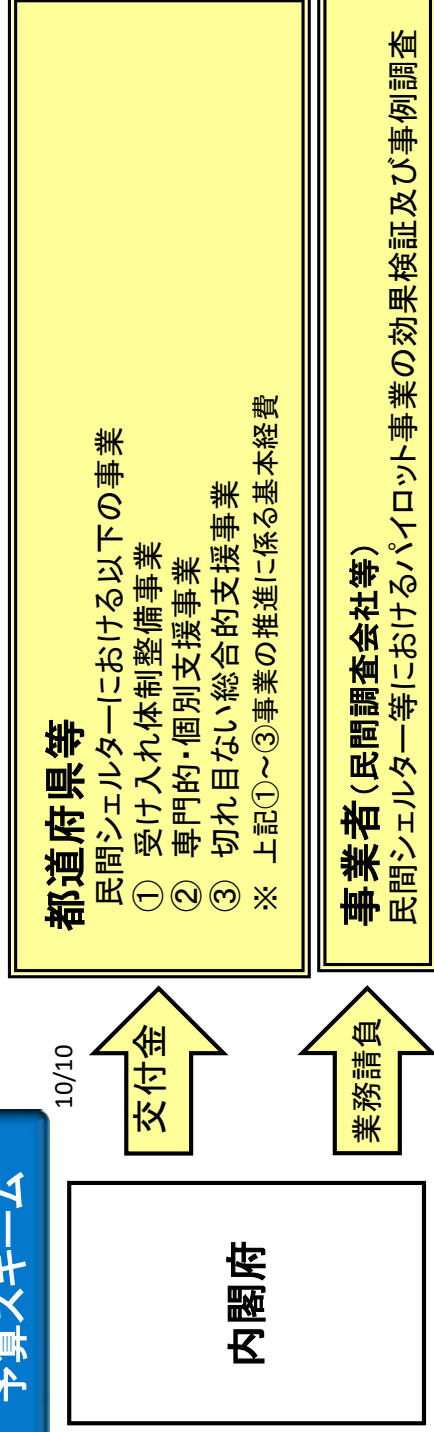
1. 配偶者からの暴力被害者等保護・支援交付金

- ◆ 交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
 - ◆ 対象経費：都道府県等が負担した、民間シエルター等の先駆的な取組を促進するための経費（以下①～③）
 - ①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等の活用、安全性確保のための防犯設備にかかる経費 等）
 - ②専門的・個別支援に要する経費（心理専門職等の専門職の配置、同伴児童の進学等の相談支援を行う専門家の配置、児童相談所等の関係機関とのネットワーク構築・連携 等）
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費（ステップハウス等の自立に向けた支援、児童相談所等への同行支援 等）
- ※上記①～③の推進に係る基本経費について調整中

◆ 交付率：国10/10

- ◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先（本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可）
- ### 2. 民間シエルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査

予算スキーム



児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正
する法律（令和元年法律第 46 号）【DV 防止法附則部分抜粋】

附 則

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の**通報の対象となる**同条第一項に規定する**配偶者からの暴力の形態**並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による**命令の申立てをすることができる**同条第一項に規定する**被害者の範囲の拡大**について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する**配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方**について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会

趣旨

DV等の被害者の一時保護や相談、自立に向けた支援等を行う民間シェルターが置かれている厳しい状況（脆弱な人的・物的・財政的基盤、関係機関との連携不足、情報不足、安全性・秘匿性等）に鑑み、民間シェルター等の抱える課題を整理するとともに、民間シェルター等に対する支援の在り方について検討を行う

検討会スケジュール及び主な検討事項

検討スケジュール

- 第1回（平成31年2月1日）
 - ・大臣と構成員との意見交換
 - ・関係省庁ヒアリング
- 第2回（平成31年3月12日）
 - ・構成員ヒアリング
- 第3回（平成31年4月17日）
 - ・構成員等ヒアリング
 - ・アンケート調査結果について
 - ・これまでの意見と今後の進め方について
- 第4回（令和元年5月20日）
 - ・報告書（案）について

検討の論点

- 民間シェルターの置かれた現状と課題の整理
- 民間シェルターの基盤・機能強化に向けた支援の在り方について
- 民間シェルターと関係機関との連携強化や地域間格差の是正
- その他

構成員

【五十音順、◎座長、敬称略、役職は平成31年2月1日現在】

生 稲 晃 子	女優
小 川 真理子	九州大学男女共同参画推進室准教授
◎戒 能 民 江	お茶の水大学名誉教授
北 仲 千 里	NPO法人全国女性シェルターネット共同代表
	広島大学ハラスメント相談室准教授
添 田 千 絵	神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課長
橋 ジュン	NPO法人BONDプロジェクト代表
中 田 慶 子	NPO法人DV防止ながさき理事長
原 健 一	佐賀県DV総合対策センター所長
松 本 和 子	NPO法人女性ネットさやさや（Saya-Saya）代表理事
（オブザーバー）	
厚生労働省	

参考資料 2

経緯

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」）が制定されてから18年が経過。
 - ✓ 配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談受理件数は4年連続で10万件を超え、高止まりの状況。
 - ✓ 平成29年度内閣府による調査では、DV被害経験は女性の約3人に1人、何度も経験したことがある女性は約7人に1人。
- DV被害者支援において、民間シエルターは地域社会における不可欠な資源であり、「SDGs（持続可能な開発目標）」の「誰一人取り残さない社会」の実現と「ジェンダー平等」と「女性のエンパワメント」の観点からも、民間シエルターの果たす役割は大きい。
- 「DV等の被害者のための民間シエルター等に対する支援の在り方に関する検討会」では、平成31年2月以降4回にわたり、有識者や支援者、地方自治体等からヒアリングを実施するとともに、アンケート調査により実態把握を行った。

報告書の内容

I 民間シエルターの現状

（1）特徴

- ✓ 都道府県や政令指定都市が把握している民間シエルター運営団体数は107（2018年11月時点）。
- ✓ いち早くDV被害者支援活動を行ってきた「先駆性」、フレキシブルな支援ができる「柔軟性」、地域の社会資源を活用しながら特性を生かした活動を行う「地域性」、専門的な知見に基づくニーズ応じた支援を行う「専門性」等の特徴を有する。

（2）位置付け

- ✓ DV防止法における直接の明記はなし。配暴センターで行う一時保護の委託先（3条4項）、配暴センターの連携先（3条5項）、国・地方公共団体による援助の対象（26条）として位置付け。
- ✓ 男女共同参画基本法に基づく第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）では、「民間シエルター等に対する連携・支援に努めること」、「民間シエルター等の積極的活用による適切かつ効果的な一時保護を実施する」と具体的に明記。

（3）現行の支援策

- ✓ 地方公共団体による民間シエルター等に対する財政支援について、当該支援費の2分の1が特別交付税の算定基準に盛り込まれている。
- ✓ 都道府県による一時保護委託費の支給（その半額は国の負担）。

II アンケート調査結果

主にDV被害者支援を行う民間施設（95施設）、都道府県及び政令指定都市のDV被害者等支援担当課（67自治体）に対して実施。

（1）支援体制

- ✓ 常勤職員がいる民間シエルターは約6割にとどまるが、そのうち専門性をもつ職員がいる施設は約7割。
- ✓ 1施設あたりの平均職員数は、常勤職員2.0人、非常勤職員4.0人、ボランティア5.3人。

（2）調査実施時点（H31.2）での受入れ状況

- ✓ 18歳以上の女性を受け入れている施設は66.3%で、そのうち受入れ人数「3人以下」が約7割。
- ✓ 18歳未満の男女の入居者について、被害者の「同伴児童」であると推察される施設は少なくとも15施設。
- ✓ 調査実施時点で受け入れがない施設は24（25.3%）。

（3）自治体

- ✓ 民間シエルターがない自治体は17（25.4%）。

Ⅲ 課題（構成員からの主な意見）

1 財政面・人的基盤の不足、高齢化

- ✓ 民間シエルターに対する一時保護委託件数の減少が運営に大きな影響。
- ✓ 財政面の不足により新たなスタッフや専門職の人材確保が困難となっており、全国的に支援者が高齢化。

2 カウンセリングの提供が可能な支援体制の充実

- ✓ 相談者の多くが、精神的な問題に起因する悩みを多く抱えている現状。
- ✓ DVや性虐待等の被害特性に理解のある心理職等の専門家によるプログラムを受けられる体制整備が必要。

3 行政との連携不足と対等な関係性の確保

- ✓ 一時保護委託における決定権等による対等な関係性構築に課題。
- ✓ 民間シエルターと行政に支援方針の違いが見られる傾向も。
- ✓ 支援方針の決定にあたっては、被害者を尊重し、民間と行政とが対等な立場で検討することが必要。

4 地域間格差

- ✓ 民間シエルターの地域的偏在（大都市や北海道に集中）。
- ✓ 自治体のDV問題に対する理解や認識による支援サービスの自治体間格差。

5 児童虐待対策との連携不足

- ✓ DVと児童虐待とが絡んで発生している「ファミリー・バイオリネス」ケースの全国的な分析が必要。
- ✓ 「支配とコントロール」等のDV構造の正しい理解、社会の偏見等を解く必要。
- ✓ 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有、連携強化が必要。

6 加害者対策の必要性

- ✓ 暴力の危険度を判定する統一指標の作成が必要（リスクアセスメント）。
- ✓ 加害者更生プログラムを被害者支援の一環として明確な位置付け及びガイドラインの作成によるプログラムの質の標準化。

Ⅳ 支援拡充の方向性（新たなパッケージ）～生きづらさを抱える女性のために～

1 基本的な考え方

- ✓ 民間シエルターの支援理念や手法はDV被害その他の生きづらさや困難を抱える女性に対する支援における重要な社会資源。
- ✓ DV被害者等の支援という共通の目的のもと、民間と行政が対等な立場で考えや情報を共有し、連携して支援にあたる必要。

2 方向性

（1）民間シエルターの基盤強化と対応力の向上

- ✓ 複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性を支援する民間シエルター等が行う先進的な取組（専門職等によるメンタル面のケア、児童虐待対策との連携、メール・SNSを活用した相談等）を試行的に実施。
- ✓ ネットワーク強化に向けた取組（研修、シンポジウム開催等）の促進。
- ✓ 税制・財政上の措置の活用促進（NPO法人化手続きの情報提供等）。

（2）行政との連携強化、地域間格差の解消

- ✓ 行政が発出するDV被害者支援に関する通知等の民間団体に対する速やかな提供の促進。
- ✓ 民間シエルターに対する財政支援実績のない自治体に対する理由等の調査、自治体における財政支援による事業展開の好事例等の収集、周知。

（3）加害者対策に向けた調査研究の実施

- ✓ リスクアセスメント指標を用いた機関間連携に基づき被害者支援及び加害者対応
- ✓ 民間団体等との協働による地方公共団体と連携した加害者更生プログラムの実施基準等の作成に向けた検討。

（4）児童虐待対策との連携強化

- ✓ 関係機関を対象とする、DVと児童虐待の関連性に関する理解の促進や、関係機関における的確な連携強化を図るための官民連携による研修等の実施。
- ✓ DV対策に関連性を有する関係機関による協議会の活用促進
- ✓ DV対応機関と児童虐待対応機関の情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法、連携方法を含めた対応の在り方に関するガイドラインの策定に向けた検討。

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について（平成30年度分）

（令和元年9月25日 内閣府男女共同参画局）

平成30年4月1日～平成31年3月31日の間の、283か所のセンターにおける相談件数等を集計した。

1. 相談件数

（1）相談の種類別相談件数

	総 数	性別		総 数	加害者との関係					
		女	男		配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする（した）	
					届出あり	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
総 数	114,481	112,076	2,405	114,481	90,880	3,239	1,359	14,905	3,273	825
来 所	34,849	34,377	472	34,849	26,012	1,016	348	6,469	754	250
電 話	75,964	74,070	1,894	75,964	62,179	1,994	1,000	7,905	2,358	528
その他	3,668	3,629	39	3,668	2,689	229	11	531	161	47

（2）施設の種類の別相談件数

	施設数	総 数	相談の種類			総 数	性別	
			来 所	電 話	その他		女	男
総 数	283	114,481	34,849	75,964	3,668	114,481	112,076	2,405
婦人相談所	50	36,601	8,135	27,808	658	36,601	36,063	538
女性センター	31	18,744	5,613	12,866	265	18,744	18,179	565
福祉事務所・保健所	97	12,643	4,763	7,036	844	12,643	12,460	183
児童相談所	11	2,614	803	1,804	7	2,614	2,588	26
その他	94	43,879	15,535	26,450	1,894	43,879	42,786	1,093

2. 第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数

総 数	848
-----	-----

3. 第14条第3項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数

総 数	10
-----	----

4. 第6条による通報を受けた件数

総 数	6,265
-----	-------

5. 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

「1. 相談件数」のうち、日本語が十分に話せない被害者について、国籍にかかわらず被害者が主に話す言語で集計した。

（1）相談の種類別日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

	総 数	性別		総 数	言語別									
		女	男		英語	スペイン語	タイ語	タガログ語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル語	その他	不明
総 数	1,996	1,987	9	1,996	101	127	125	709	47	383	26	284	182	12
来 所	772	772	0	772	43	45	22	298	14	122	13	128	86	1
電 話	1,078	1,069	9	1,078	56	74	86	357	27	231	13	142	81	11
その他	146	146	0	146	2	8	17	54	6	30	0	14	15	0

6. 障害者である被害者からの相談件数

「1. 相談件数」のうち、被害者が障害者であることが把握できたものについて集計した。

（1）相談の種類別障害者である被害者からの相談件数

	総 数	性別		総 数	知的・ 精神障害	身 体 障 害					
		女	男			小 計	視覚障害	聴覚・平衡機 能の障害	音声・言語・ そしゃく機能 の障害	肢体不自由	その他の 身体障害
総 数	8,445	8,354	91	8,445	7,602	843	120	142	1	363	217
来 所	2,234	2,201	33	2,234	1,967	267	30	69	0	104	64
電 話	5,836	5,781	55	5,836	5,353	483	89	56	0	195	143
その他	375	372	3	375	282	93	1	17	1	64	10

7. 交際相手からの暴力に関する相談件数

「1. 相談件数」に計上されない交際相手からの暴力に関する相談の件数を集計した。また、「通報」は「4. 第6条による通報を受けた件数」に計上されない交際相手からの暴力に関する被害者の親族等、被害者以外の者からの相談件数を集計した。

	総 数	性別		通 報
		女	男	
総 数	3,131	3,042	89	331

8. ストーカー行為等に関する相談件数

「ストーカー行為等に関する相談件数」を集計した。うち、「1. 相談件数」及び「7. 交際相手からの暴力に関する相談の件数」にも該当する場合は重複計上とした。

	総 数	性別	
		女	男
総 数	1,362	1,313	49

9. 緊急時における安全の確保を行った件数

（1）日数別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数					
		1日～3日	4日～6日	1週間以上	2週間以上	不明
総 数	600	184	86	68	247	15

（2）施設別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数				
		自らの施設	ホテル等	民間団体等	その他
総 数	600	128	70	255	147

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について(平成30年度分)

(令和元年9月25日 内閣府男女共同参画局)

平成30年4月1日～平成31年3月31日の間の、283か所のセンターにおける相談件数等を集計した。

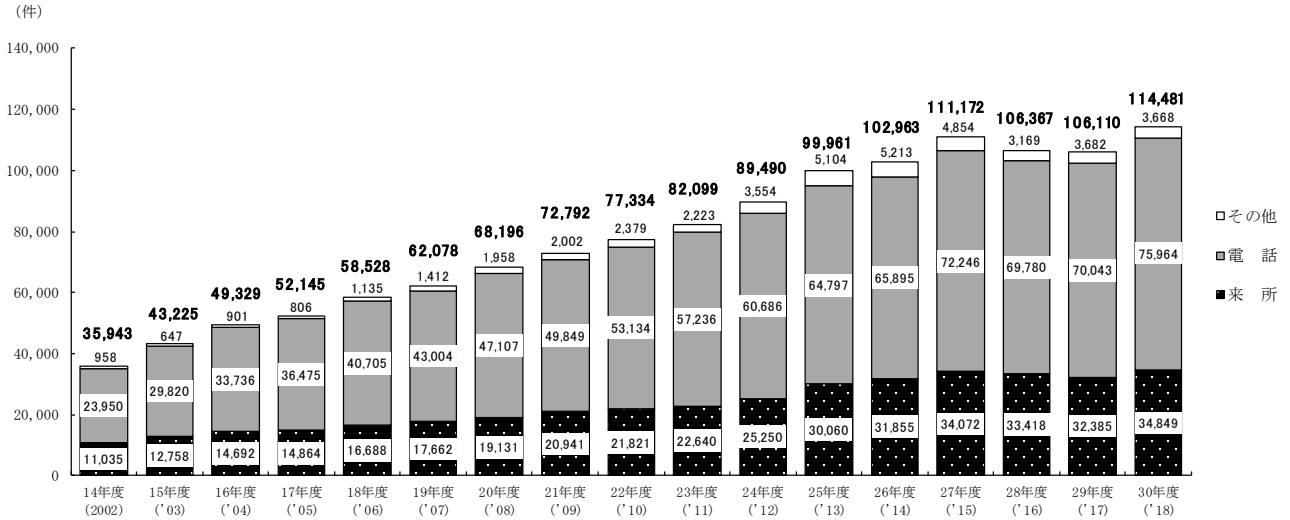
1. 相談件数

(3) 都道府県別相談件数

	施設数	総 数	相談の種類			総 数			1センター当たり 相談件数
			来 所	電 話	その他		女	男	
全 国	283	114,481	34,849	75,964	3,668	114,481	112,076	2,405	404.5
北海道	20	2,783	821	1,926	36	2,783	2,704	79	139.2
青 森	9	882	261	606	15	882	868	14	98.0
岩 手	12	1,762	963	714	85	1,762	1,738	24	146.8
宮 城	2	2,061	1,004	1,004	53	2,061	2,053	8	1,030.5
秋 田	6	649	249	383	17	649	638	11	108.2
山 形	5	449	226	220	3	449	429	20	89.8
福 島	9	1,477	609	785	83	1,477	1,458	19	164.1
茨 城	3	1,357	385	941	31	1,357	1,338	19	452.3
栃 木	5	1,892	512	1,305	75	1,892	1,869	23	378.4
群 馬	6	1,526	383	1,127	16	1,526	1,516	10	254.3
埼 玉	19	6,631	2,497	4,030	104	6,631	6,466	165	349.0
千 葉	19	8,622	2,590	5,826	206	8,622	8,514	108	453.8
東 京	17	17,578	4,475	12,584	519	17,578	17,187	391	1,034.0
神奈川	5	7,060	1,597	5,343	120	7,060	6,609	451	1,412.0
新 潟	3	2,158	507	1,316	335	2,158	2,103	55	719.3
富 山	2	1,555	387	1,092	76	1,555	1,548	7	777.5
石 川	2	1,616	476	1,140	0	1,616	1,602	14	808.0
福 井	8	1,165	379	764	22	1,165	1,159	6	145.6
山 梨	2	1,127	382	744	1	1,127	1,118	9	563.5
長 野	3	921	181	606	134	921	914	7	307.0
岐 阜	9	1,613	430	1,171	12	1,613	1,604	9	179.2
静 岡	4	2,610	672	1,756	182	2,610	2,562	48	652.5
愛 知	2	1,858	741	1,057	60	1,858	1,794	64	929.0
三 重	1	311	104	206	1	311	302	9	311.0
滋 賀	3	850	335	515	0	850	834	16	283.3
京 都	4	6,333	1,135	4,853	345	6,333	6,204	129	1,583.3
大 阪	13	6,972	2,011	4,708	253	6,972	6,724	248	536.3
兵 庫	17	8,489	3,139	5,082	268	8,489	8,386	103	499.4
奈 良	2	822	288	530	4	822	810	12	411.0
和歌山	1	874	192	681	1	874	873	1	874.0
鳥 取	3	674	256	320	98	674	670	4	224.7
島 根	2	770	271	407	92	770	756	14	385.0
岡 山	4	1,968	598	1,365	5	1,968	1,918	50	492.0
広 島	4	1,125	321	768	36	1,125	1,097	28	281.3
山 口	2	359	70	289	0	359	355	4	179.5
徳 島	5	2,079	752	1,288	39	2,079	2,065	14	415.8
香 川	1	669	191	449	29	669	666	3	669.0
愛 媛	3	642	314	294	34	642	641	1	214.0
高 知	1	880	490	375	15	880	873	7	880.0
福 岡	12	2,423	419	1,913	91	2,423	2,331	92	201.9
佐 賀	2	1,704	649	1,055	0	1,704	1,704	0	852.0
長 崎	4	1,691	705	955	31	1,691	1,676	15	422.8
熊 本	3	1,695	594	1,038	63	1,695	1,641	54	565.0
大 分	2	415	116	298	1	415	414	1	207.5
宮 崎	1	250	67	183	0	250	249	1	250.0
鹿児島	15	1,373	500	858	15	1,373	1,346	27	91.5
沖 縄	6	1,761	605	1,094	62	1,761	1,750	11	293.5

配偶者からの暴力に関するデータ

1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

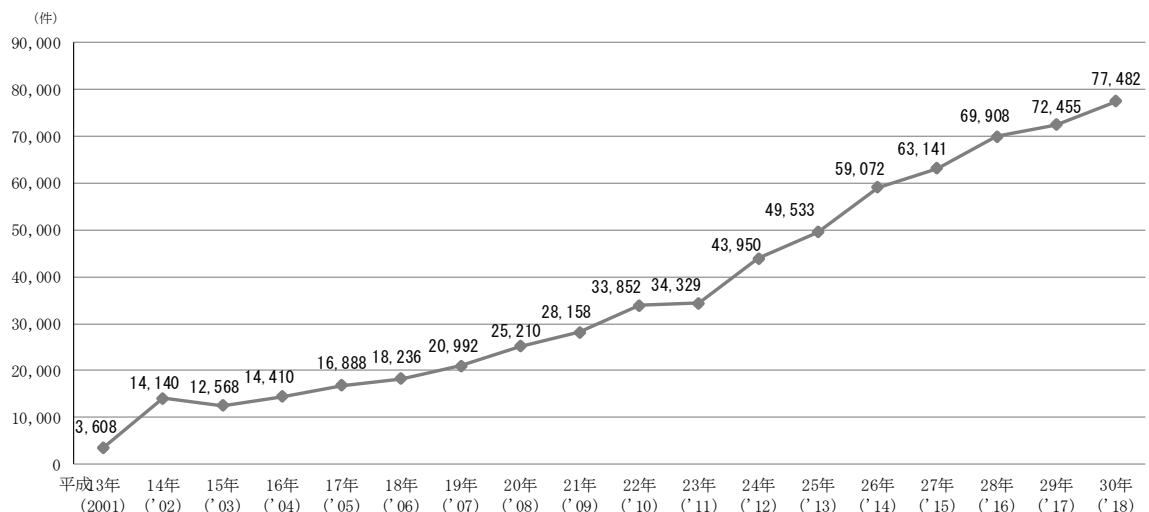


(備考)

1. 配偶者からの暴力の被害者からの相談等を受理した件数。
2. 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案についても計上。
なお、「離婚」には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。
4. 法改正を受け、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上。
5. 法改正を受け、平成26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上。
6. 全国の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、令和年7月1日現在、287か所（うち、市町村の設置数は114か所）。
7. 同一相談者が複数回相談した場合は、重複して計上。

資料出所：内閣府調べ

2 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数

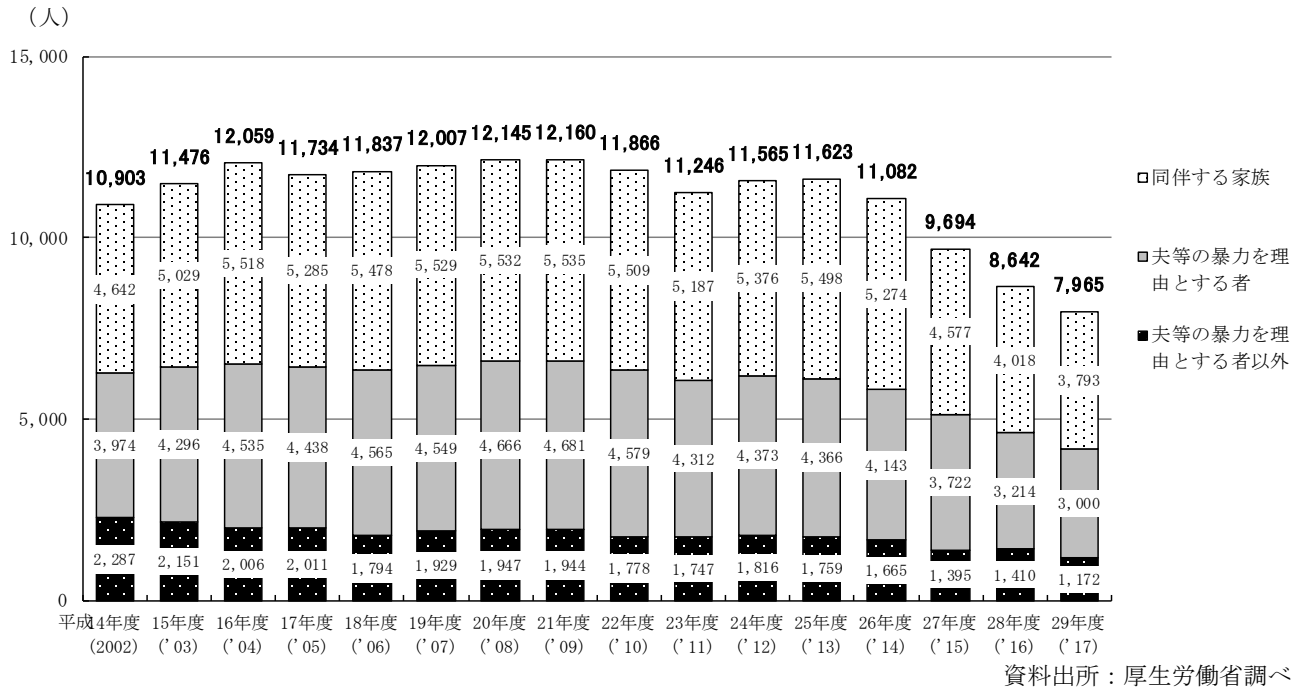


(備考)

資料出所：警察庁調べ

1. 配偶者からの身体に対する暴力の相談等を受理した件数。
2. 平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日（10月13日）以降の件数。
3. 「配偶者」の定義及び法改正の関係は「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の（備考）の2～5に同じ。

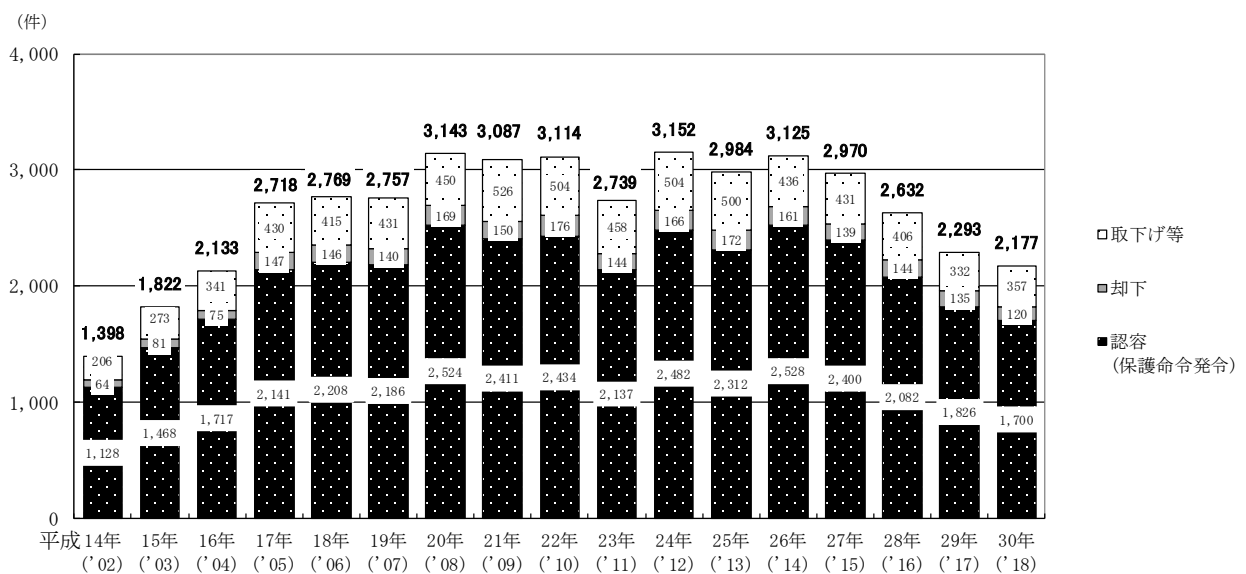
3 婦人相談所における一時保護件数



(備考)

婦人相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置。配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護を、婦人相談所又は厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っている。婦人相談所は、配偶者からの暴力の被害者以外に、帰住先がない女性や、人身取引被害者等の一時保護を行っている。

4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数

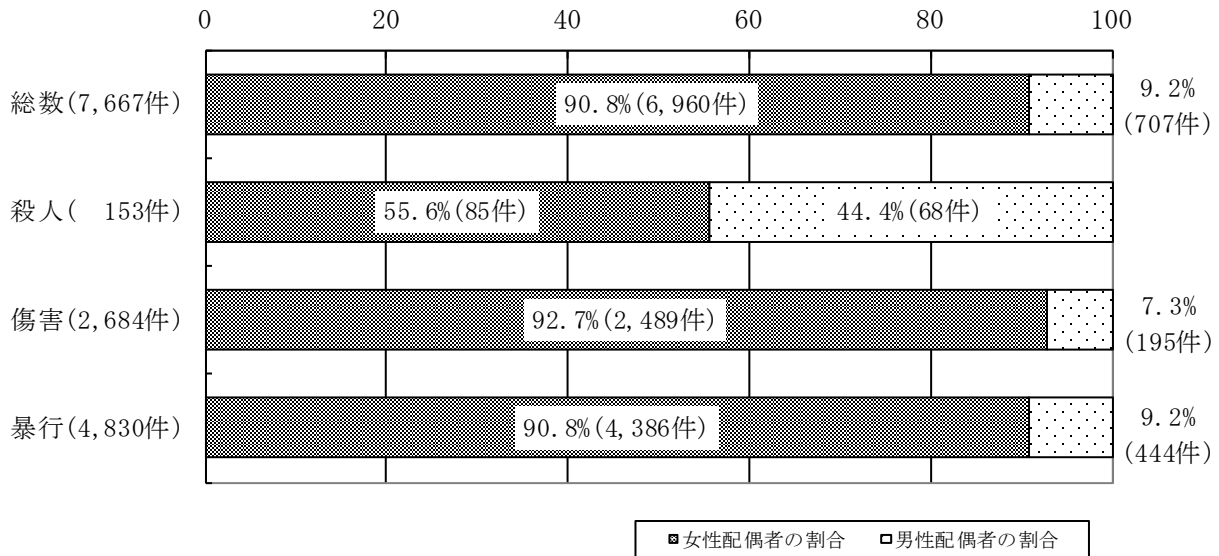


(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その後、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し保護命令を発する。

なお、「配偶者」の定義及び法改正の関係は、「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の(備考)の2～5に同じ。

5 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の性別被害者の割合（平成 30 年・検挙件数）



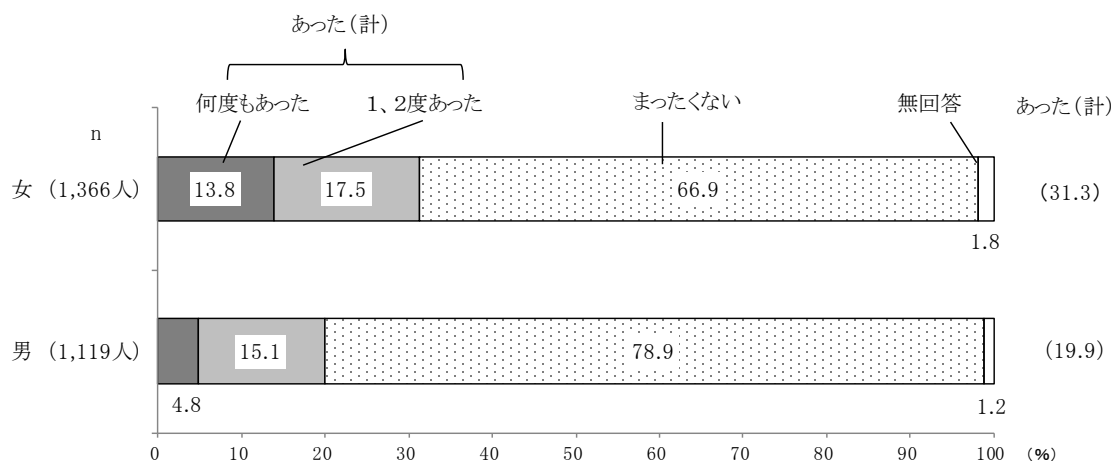
資料出所：警察庁調べ

（備考）

平成 30 年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人（未遂を含む）、傷害、暴行を計上。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものを含む。なお、主たる被疑者の性別により計上。

6 アンケート調査による被害経験

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを 1 つでも受けたことがある。



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 29 年度調査）より作成

（備考）

全国 20 歳以上の男女 5,000 人を対象に行った無作為抽出アンケート調査による（有効回収数（率）：3,376 人（67.5%））。「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」はそれぞれ以下のとおり。

1. 身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
2. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
3. 経済的圧迫：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されたなど。
4. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しないなど。

第1回 多様な困難に直面する女性に対する 支援等に関する関係府省連絡会議	資料1
令和元年7月25日	

多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議の開催について

令和元年6月18日
すべての女性が輝く社会づくり本部決定

1. すべての女性が輝く社会づくり本部の下、DVをはじめとする多様な困難に直面することにより、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する支援等について、ニーズに沿った支援を行う民間シェルターや相談センター等との連携とともに、支援策の充実などを政府一体となって推進するため、多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成員は次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加すること及び関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 長 内閣官房副長官補
議長代理 内閣府審議官
構成員 内閣府男女共同参画局長
警察庁長官官房総括審議官
法務省大臣官房司法法制部長
法務省人権擁護局長
文部科学省総合教育政策局長
厚生労働省子ども家庭局長
3. 連絡会議の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

検討の論点、今後の進め方について

【会議の目的】

DVをはじめとする多様な困難に直面することにより、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する支援等について、ニーズに沿った支援を行う民間シェルターや相談センター等との連携とともに、支援策の充実などを政府一体となって推進する。

【検討の論点の例】

1. 多様な困難に直面することにより、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する相談・支援に係る既存の体制・機関の現状把握
2. 1に係る体制・機関の連携等の在り方について
3. 支援策の充実等について
 - ・ 民間シェルター等への支援について
 - ・ 婦人保護事業の必要な見直しについて
 - ・ その他

【今後の進め方（案）】

本日の議論を踏まえ、論点に沿って検討・調整を進め、年末目途に政策パッケージの取りまとめを行う。